# 成績評価並びに単位の認定に関する規程

## (趣 旨)

第1条 この規程は、千葉県立鶴舞看護専門学校学則第22条に定める成績評価及び単位認定 に関する必要な事項を定めるものとする。

## (履修方法)

第2条 各授業科目の履修方法は、講義、演習及び実習とする。

- 2 各授業科目の履修は、教育計画の授業進度表に従い行うことを基本とする。
- 3 別に定める科目履修条件に従い履修するものとする。

### (成績評価を受ける資格)

- 第3条 前条により履修した授業科目の成績評価を受けるにあたっては所定の出席時間を満たしていることを条件とする。
- (1) 履修方法が、講義及び演習の授業科目における前項の所定時間は、授業時間数の3分の2以上とする。
- (2)履修方法が実習の授業科目における第1項の所定時間は授業時間数の6分の5以上とする。
- 2 病気その他やむを得ない理由により成績評価を受ける資格が得られなかった者に対して、 補習授業により資格を与えることができる。
- 3 補習授業の方法は、学科長及び専任教員又は担当講師が協議して決定する。

#### (成績評価の方法)

- 第4条 履修方法が講義及び演習の授業科目における評価点は、筆記試験、□述試験、 実技試験、レポートを用いて行うものとする。
- 2 履修方法が実習の授業科目における評価点は、各授業科目指定の評価表を用いて行うものとする。

## (成績評価)

第5条 各授業科目の成績評価は A、B、C 又は D をもって表し、A、B 及び C を合格とする。

2 成績の評価基準は次のとおりとする。

評価	評価点	判定
А	80点以上	
В	70点以上80点未満	合格
С	60点以上70点未満	
D	60点未満	不合格

## (成績順位)

第6条 各学年において履修すべき科目(既修得単位として認定された科目を除く)の平均点をもって成績の順位とする。

#### (追試験)

- 第7条 病気その他やむを得ない理由で第4条第1項に規定する試験を受けることができなかった者に対して、願い出により期日を決めて追試験を行うことができる。
- 2 追試験の受験を希望する者は、その理由解消後7日以内に、追試験願に当該事由を証明するものを添付し校長に提出しなければならない。
- 3 追試験の評価は、その得点の9割をもってその者の成績とする。
- 4 追試験は、原則として1回とする。

#### (再試験)

第8条 第4条第1項及び第7条に規定する試験不合格の者に対して再試験を行うことができる。

- 2 再試験の受験を希望する者は、成績発表日から7日以内に、再試験願を校長に提出しなければならない。
- 3 再試験の実施と方法については、学科長及び専任教員又は担当講師が協議して決定する。
- 4 再試験の評価点は、60点以上をもって合格とし、60点を超す場合であっても60点とする。
- 5 再試験は原則として1回とする。

#### (再実習)

第9条 第4条第2項に規定する評価点が60点未満の者に対して、再実習を行うことができる。

- 2 再実習の方法については、教員会議で協議して決定する。
- 3 再実習の評価点は、60点以上をもって合格とし、60点を超す場合であっても60点とする。(その他)
- 第10条 評価を受けなかった者及び第8条あるいは第9条による成績評価が不合格となった 者は、当該授業科目を再度履修し単位を修得するものとする。
- 2 カリキュラムが変更となった場合、学生の状況に応じて新しいカリキュラムでの履修を認める。

## (補足)

第11条 この規程に定めるものの他、必要な事項は細則を持って定める。

2 この規程の実施上疑義が生じた場合は、教員会議に付して校長が決定する。

#### 附則

- この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- この規程は、令和4年4月1日から施行する。